

# 米沢市の水道料金について



米沢市水道事業  
マスコットキャラクター  
「ウオーキー」

水道料金は基本料金と従量料金の合計となります。  
皆さんの家庭などに設置している水道メーターの口径によって料金が異なります。

- ① 基本料金とは…使用した水の量に関わらず、毎月かかる料金です。
- ② 従量料金とは…使用した水の量に応じてかかる料金です。使用した水の量は冬期間を除き、毎月検針しています。

上水道・簡易水道料金表(令和元年10月改定)

(税込)

水道別区分 区分 口径 mm	上水道(田沢含む)			白布高湯簡易水道			板谷簡易水道		
	基本料金 円	従量料金 m <sup>3</sup> 円		基本料金 円	従量料金 m <sup>3</sup> 円		基本料金 円	従量料金 m <sup>3</sup> 円	
13	880	1~10	104.5	1,111	1~10	82.5	484	1~10	38.5
		11~20	143		11~20	126.5		11~20	44
20	1,320	21以上	213.4	1,419	21以上	214.5	726	21以上	71.5
25	3,168	1~10	143	4,378	1~10	93.5	1,991	1~10	44
30	4,510			5,940			2,849		
40	9,724			13,838			6,325		
50	14,234	11~20	181.5	19,855	11~20	137.5	9,053	11~20	60.5
75	35,596			49,588			22,594		
100	60,676			84,568			-		
125	94,512	21以上	213.4	-	21以上	214.5	-	21以上	77
150	133,364			-			-		
公衆浴場用		1m <sup>3</sup> に付	89.1	-	-	-	-	-	-
臨時用(公営プール用)		1m <sup>3</sup> に付	232.1	-	1m <sup>3</sup> に付	418	-	1m <sup>3</sup> に付	82.5
消火栓(演習用)		1栓に付 10分間ごとに	2,750	-	1栓に付	2,750	-	1栓に付	550

# 米沢市の下水道使用料について



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

下水道使用料は、皆さんの家庭や工場、事業所などから流される汚水の量によって計算されます。  
その算出基礎となる排除汚水量は、次により算出されます。

※農業集落排水処理施設使用料についても、基本的な考え方と金額は下水道使用料と同じです。

水道水使用の場合…水道水の使用水量による(上水道の検針水量と同水量)  
井戸水使用の場合…井戸水の使用水量による(下記区分参照)

下水道メーターを設置している場合	下水道メーターを設置していない場合		
メーターで計量された使用水量	家事用	井戸水のみ使用 1人当たり6m <sup>3</sup> /月	井戸水と水道水を併用 1人当たり3m <sup>3</sup> /月
	家事用以外	事業の規模、業種、使用形態により認定	

下水道使用料の額(一般汚水)(令和元年10月改定)

(1か月当たり・円・税込)

汚水の種類	区分	排除汚水量	使用料額
一般汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> までの分	1,595.0
		従量使用料 (1m <sup>3</sup> 当たり)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	190.3	
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	206.8	
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	213.4	
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> までの分	218.9	
	500m <sup>3</sup> を超える分	224.4	

# 米沢市上下水道部 からのお願い

次のような場合は上下水道部へ連絡し、すみやかに手続きをしてください。

- 家を新築して上水道や下水道を使用するとき
- 引越しにより、上水道や下水道を使用するとき、または使用をやめるとき
- 家を長期不在にするため、上水道や下水道を止めたいとき(中止)
- 上水道や下水道の利用者もしくは所有者が変わるとき
- 下水道を使用している家庭が、井戸水の使用を開始、もしくは中止するとき
- 下水道を使用している家庭について、井戸水の使用人数に変更があったとき



ホームページはこちら  
「各種手続き(水道関係)」



ホームページはこちら  
「下水道使用料」  
(必要な届出等)

# 水道料金・下水道使用料 計算例

〔計算例1〕 水道メーターの口径が20mmで、月の使用水量が23m<sup>3</sup>の場合(上水道・下水道区域)

水道料金(①+②) (1円未満切捨て)	<u>4,435 円</u>	{	① 基本料金(水道)	1,320 円
			② 従量料金(水道)	3,115.2 円
			(1~10m <sup>3</sup> )	10 m <sup>3</sup> × 104.5 円 = 1,045.0 円
			(11~20m <sup>3</sup> )	10 m <sup>3</sup> × 143 円 = 1,430.0 円
		(21m <sup>3</sup> 以上)	3 m <sup>3</sup> × 213.4 円 = 640.2 円	
下水道使用料(①+②) (1円未満切捨て)	<u>3,947 円</u>	{	① 基本使用料(下水道)	1,595 円
			② 従量使用料(下水道)	2,352.9 円
			(11~20m <sup>3</sup> )	10 m <sup>3</sup> × 178.2 円 = 1,782.0 円
			(21~30m <sup>3</sup> )	3 m <sup>3</sup> × 190.3 円 = 570.9 円

〔計算例2〕 月の使用水量が11m<sup>3</sup>の水道水(水道メーター口径13mm)と、井戸水(メーターなし)を家族3人で使用した場合

水道料金(①+②) (1円未満切捨て)	<u>2,068 円</u>	{	① 基本料金(水道)	880 円
			② 従量料金(水道)	1,188.0 円
			(1~10m <sup>3</sup> )	10 m <sup>3</sup> × 104.5 円 = 1,045.0 円
			(11~20m <sup>3</sup> )	1 m <sup>3</sup> × 143 円 = 143.0 円
下水道使用料(①+②) (1円未満切捨て)	<u>3,377 円</u>	{	① 基本使用料(下水道)	1,595 円
			② 従量使用料(下水道)	1,782.0 円
			(11~20m <sup>3</sup> )	10 m <sup>3</sup> × 178.2 円 = 1,782.0 円

【排除汚水量】= 11m<sup>3</sup>(水道水分) + 9m<sup>3</sup>(3m<sup>3</sup>×3人)(井戸水使用分(併用)) = 20m<sup>3</sup>

# 水道料金・下水道使用料 早見表

ホームページはこちら  
「水道料金等計算ツール」



簡易水道や水道メーター口径の別、上記以上の水量を使用した場合などの料金はお問い合わせください。

◇ 条件 【上水道】上水道区域、メーター口径13mm及び20mm 【下水道】一般汚水

水量	上水道		下水道	合計(上水道+下水道)		水量	上水道		下水道	合計(上水道+下水道)	
	13mm	20mm		水道13mm	水道20mm		13mm	20mm		水道13mm	水道20mm
0	880	1,320	1,595	2,475	2,915	26	4,635	5,075	4,518	9,153	9,593
1	984	1,424	1,595	2,579	3,019	27	4,848	5,288	4,709	9,557	9,997
2	1,089	1,529	1,595	2,684	3,124	28	5,062	5,502	4,899	9,961	10,401
3	1,193	1,633	1,595	2,788	3,228	29	5,275	5,715	5,089	10,364	10,804
4	1,298	1,738	1,595	2,893	3,333	30	5,489	5,929	5,280	10,769	11,209
5	1,402	1,842	1,595	2,997	3,437	31	5,702	6,142	5,486	11,188	11,628
6	1,507	1,947	1,595	3,102	3,542	32	5,915	6,355	5,693	11,608	12,048
7	1,611	2,051	1,595	3,206	3,646	33	6,129	6,569	5,900	12,029	12,469
8	1,716	2,156	1,595	3,311	3,751	34	6,342	6,782	6,107	12,449	12,889
9	1,820	2,260	1,595	3,415	3,855	35	6,556	6,996	6,314	12,870	13,310
10	1,925	2,365	1,595	3,520	3,960	36	6,769	7,209	6,520	13,289	13,729
11	2,068	2,508	1,773	3,841	4,281	37	6,982	7,422	6,727	13,709	14,149
12	2,211	2,651	1,951	4,162	4,602	38	7,196	7,636	6,934	14,130	14,570
13	2,354	2,794	2,129	4,483	4,923	39	7,409	7,849	7,141	14,550	14,990
14	2,497	2,937	2,307	4,804	5,244	40	7,623	8,063	7,348	14,971	15,411
15	2,640	3,080	2,486	5,126	5,566	41	7,836	8,276	7,554	15,390	15,830
16	2,783	3,223	2,664	5,447	5,887	42	8,049	8,489	7,761	15,810	16,250
17	2,926	3,366	2,842	5,768	6,208	43	8,263	8,703	7,968	16,231	16,671
18	3,069	3,509	3,020	6,089	6,529	44	8,476	8,916	8,175	16,651	17,091
19	3,212	3,652	3,198	6,410	6,850	45	8,690	9,130	8,382	17,072	17,512
20	3,355	3,795	3,377	6,732	7,172	46	8,903	9,343	8,588	17,491	17,931
21	3,568	4,008	3,567	7,135	7,575	47	9,116	9,556	8,795	17,911	18,351
22	3,781	4,221	3,757	7,538	7,978	48	9,330	9,770	9,002	18,332	18,772
23	3,995	4,435	3,947	7,942	8,382	49	9,543	9,983	9,209	18,752	19,192
24	4,208	4,648	4,138	8,346	8,786	50	9,757	10,197	9,416	19,173	19,613
25	4,422	4,862	4,328	8,750	9,190						

## 米沢市 上下水道部 へのお問い合わせ

山形県米沢市金池5丁目1番23号 TEL(0238)22-4511(代) FAX(0238)26-8318

- 水道センター : 水道料金(下水道使用料)、使用者もしくは所有者の異動、中止や再開栓に関すること
- 業務課 : 受益者負担金、融資あっせん及び利子補給制度に関すること
- 水道課 : 給水装置及び排水設備工事、井戸水の使用、水道の濁りや水圧などに関すること
- 下水道課 : 下水道本管工事に関すること